

第18回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 2014年6月3日(火) 10:30～11:14

2. 場 所 中央合同庁舎4号館1階123会議室

3. 出席者 原子力委員会

岡委員長、阿部委員長代理、中西委員

経済産業省 資源エネルギー庁

藤原廃炉基盤整備総合調整官

新川原子力発電所事故収束対応室長

山口原子力政策企画調査官

内閣府

板倉参事官

4. 議 題

(1) 原子力損害賠償・廃炉等支援機構法等について(経済産業省資源エネルギー庁)

(2) その他

5. 配付資料

(1) 原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律の概要

(2) 第15回原子力委員会臨時会議議事録

6. 審議事項

(岡委員長) それでは、時間になりましたので、第18回原子力委員会を開催いたします。

本日の議題は、1つ目が原子力損害賠償・廃炉等支援機構法でございます。2つ目がその他です。よろしいでしょうか。

それでは、事務局お願いいたします。

(板倉参事官) 1つ目の議題でございます。原子力損害賠償・廃炉等支援機構法等につきまして、経済産業省資源エネルギー庁、藤原廃炉基盤整備総合調整官、新川原子力発電所事故収

東対応室長、山口原子力政策企画調査官から御説明をお願いいたします。よろしくどうぞお願いします。

(藤原調整官) それでは、お手元の配付資料に沿って御説明をさせていただきます。

お手元の配付資料の題名は原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律の概要というものでございます。他方、本日の議題は原子力損害賠償・廃炉等支援機構法等についてということになっておりますが、これは、これからの御説明の中で申し上げるとおり、原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律によって、原子力損害賠償支援機構法という法律の名称が原子力損害賠償・廃炉等支援機構法という名称に変更になるという趣旨でございます。

概要の資料の最初に、法律改正の趣旨というものが書いてございます。東京電力福島第一原発の事故炉について、現在、廃炉に向けた取組が進められておりますけれども、この廃炉の作業というのは、溶融した燃料の取り出しや汚染水の処理など多様なものがございます。この取組は完了までに長い期間を要する極めて困難な事業であります。国際的にも事故炉の廃炉というのは余り例の多くないものでございます。したがって、その推進に当たっては、国内のみならず海外の英知も結集し、かつ予防的・重層的な取組を進める必要があると考えております。

このため、この事故炉の廃炉を適切かつ着実に進められるよう、廃炉の実施主体は原子力事業者であります。国が前面に出て技術的観点からの企画・支援と必要な監視機能を強化する新たな体制の構築に取り組むこととしたものであります。

その体制の構築に当たりましては、賠償と廃炉の関連性も考慮して、既に原子力事業者が行う損害賠償の円滑化のために、現在の福島第一原発の事故で申し上げれば、賠償を行うのは東京電力でございますが、賠償円滑化のために東電に資金援助を行い、経営全体を監督している原子力損害賠償支援機構が事故炉の廃炉に関する技術支援等も含めて、総合的に原子力事業者、今回のケースでいえば東京電力の支援を総合的に行うことが適切であるという判断を踏まえまして、原子力損害賠償支援機構法の一部を改正して、機構を拡充し、事故炉の廃炉関係業務を追加すること等によって、政府による大方針や監視のもと、技術的な判断を新機構が担い、東京電力が取り組む廃炉を着実に進められる体制を構築するという趣旨で今回法律改正を行ったところでございます。

次に、法律改正の概要を御説明申し上げます。

まず、最初に組織名称の変更・法目的の追加と書いてございますが、冒頭申し上げたとおり、今回事故炉の廃炉関係業務を追加するに当たって、組織の名称も改正することにいたし

ました。原子力損害賠償支援機構から原子力損害賠償・廃炉等支援機構に改称いたしまして、それにあわせて法律の題名も変わることになります。法律の目的につきましても、現在の原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施及び電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営の確保という目的に加えて、廃炉等の適正かつ着実な実施という趣旨を追加しております。

なお、ここで廃炉等と申し上げておりますが、その下の米印に詳細は書いてございますが、平たく申し上げれば、事故を起こした原子力施設の廃炉、廃止措置が対象でございます。

次に、廃炉等技術委員会の設置と書いてあるものでございますが、現在、原子力損害賠償支援機構の業務の運営に当たっては、外部の有識者が重要事項を審議する場として運営委員会というものが設けられております。他方、賠償と廃炉というのでは、外部の有識者に求められる専門的な知見が異なってくることとなりますので、廃炉技術に関する研究開発業務の実施方針の企画作成などの重要事項を意思決定する機関として、廃炉等技術委員会というのを法律上の組織としてこの機構の中に設けることにしております。

先ほど申し上げたように、この廃炉等技術委員会には外部の有識者の方にお集まりいただくこととなりますが、委員の任命に当たっては、主務大臣が認可をするという仕組みをとっているところでございます。

また、機構の業務の実施に関しましても、業務が追加されることに伴いまして、新たに副理事長を新設するとともに、理事の人数を2人まで増加することかできるようにしているところでございます。

(3) 以下が今回事故炉の廃炉関係業務として追加する業務でございます。

まず、最初が(3)にございます廃炉等に関する専門技術的な助言・指導・勧告であります。廃炉の実施主体は原子力事業者であるという点は変わらないところでございますが、何分先ほど申し上げたように、国際的にも例の余りない事例を扱うこととなりますので、第三者の目から見るとということも大事であるという判断に鑑みまして、機構が事故炉の廃炉対策の状況・課題を把握し、専門技術的な観点から適切な支援を行えるように、助言・指導・勧告という業務を機構に追加するものでございます。

2つ目は、廃炉等に関する効果的な研究開発の推進と書いてある(4)の部分でございます。これから廃炉を進めていくに当たって、新たな研究開発を要する要素がございます。どんな研究開発を進めていくべきかということについては、先ほどの助言・指導・勧告を行う機構があわせて何が足りないかを考えるというのが効率的であるという判断のもと、助言・

指導・勧告とあわせて研究開発の推進の業務も機構に追加することにしたところでございます。

3つ目として、(7)に書いてございますが、廃炉等に関する情報提供として、先ほど申し上げたように、今回機構に追加される業務は、事故炉の廃止を支援する業務であります。そこで得られた知見というのは、事故を起こしていない原子炉の廃炉にも利用可能であることが十分考えられるところでございます。そういった事故炉の廃炉対策を通じて得られた最新技術などの知見・情報を国内外へ提供するという業務を機構の業務として法律上位置づけたところでございます。

間に入っております(5)、(6)について御説明を申し上げます。

(5)に書いてございますが、現在の原子力損害賠償支援機構法において、事業者、今回のケースでは東京電力と機構が国からの資金援助を受けるために特別事業計画というのを共同で申請し、認定を受けているところでございます。この特別事業計画に事故炉の廃炉対策の実施状況や実施体制に関する記載を新たに求めて、原子力事業者が廃炉に必要な資金・人材をきちんと投入しているかどうかということ国が監視するようにしているところでございます。仮に計画に書いてあることをきちんと実施していないような不十分な場合には、主務大臣が是正のための措置命令を発動できるようにしているところでございます。

また、(6)にございますが、機構は、事故炉の廃炉対策を実施する原子力事業者の委託を受けて、当該対策の一部を実施することができる旨を法律に定めております。これは、今後機構が事故炉の廃炉支援業務を行っていく中で、機構自身にも知見が蓄積されていくところでございます。そういった中で、原子力事業者が廃炉を進めていくに当たって、ある特定の部分については機構が一番知見を持っているので、機構にお願いをしたいという場合には、機構がそれを受託することができるということを法律上認めているものでございます。

こうした廃炉関係の業務を機構に追加することになるところでございますが、業務の実施の透明性を高めるという観点から、(8)にございますが、機構は毎事業年度、事故炉の廃炉に関する業務の実施状況を主務大臣に報告し、これを主務大臣が公表することになっているところでございます。

ここまでが機構に関連するものでございますが、今回、法律を改正して廃炉の支援についても盛り込んだものにあわせて、この法律の第2条にございます国の責務規定について、この(9)に書いてあるような趣旨を追加しているところでございます。また、法律の附則において、福島第一原発に起因する放射性汚染水の流出の制御が喫緊の課題であることに鑑

み、万全の措置を講ずるということも規定をしているところでございます。この法案は、現在開会中の通常国会に提出をされ、5月に可決・成立をいたしました。施行期日はこの資料の3に書いてございますとおり、公布日から3カ月以内の政令で定める日となっておりますが、公布日は5月21日でございますので、ここから3カ月以内で今後、政令で定める日にこの法律は施行されて、法律の名前が原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に変わり、組織の名前もそこで変わるということになっているものでございます。

後ろについている資料で、原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律の概要という横長の資料は、今申し上げた資料を別の形でもう一度御説明をし直しているものでございますので、説明は省略をさせていただきます。

最後に、廃炉・汚染水対策推進のための総合体制（イメージ）という資料が添付されているかと存じます。

先ほどの御説明の中で、政府が大方針を定めるという趣旨が法律改正の趣旨の最後のほうで申し上げたところでございますが、この大方針を定める組織として、廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議が既に設置をされております。ここが中長期ロードマップを初めとする大方針をつくることになっているところでございます。この大方針に基づいて廃炉・汚染水対策を実際に行うのは、先ほど来何回か申し上げておりますが、事故を起こした原子力事業者、今回でいえば東京電力であります。東京電力はことしの4月に廃炉カンパニーをつくって、廃炉の事業の実施体制を強化しているところでございますが、今回の法改正は、廃炉の実施主体が原子力事業者であるという点には変更を加えていないところでございます。この原子力事業者がきちんと廃炉をするに当たって、必要な支援を行うのが原子力損害賠償・廃炉等支援機構でございまして、ここがどういう業務をするかというのは、先ほど御説明申し上げたとおりでございます。

現に廃炉のために必要な取組としては、東京電力の取組に加えて、JAEAが研究開発を行っているなど、様々な主体がそれぞれの役割に応じて取組を進めているところでございますが、先ほど申し上げた研究開発の企画推進、これは研究開発業務実施方針というのを機構はつくるというふうに法律上決められているわけでございますけれども、機構がいわばマネジメントを行い、関係の機関がそれぞれの役割に応じて協力体制を構築していくことによって、廃炉を適切に進めていきたいという趣旨でございます。原子力規制委員会の役割につきましても、今回の法律改正で変更があるものではなく、あくまでも今回機構が行うのは、廃炉の実施主体である東京電力の支援という位置づけになっているところでございます。

私からの御説明は以上でございます。

(岡委員長) ありがとうございます。

それでは、質疑応答を行いたいと存じます。阿部委員長代理からお願いします。

(阿部委員長代理) 説明ありがとうございます。ざっとお話を伺うと、廃炉、それから汚染水対策というのは大変であるということで、大事な問題なので政府が前面に出るべきじゃないかというので恐らく前面に出るという姿勢をこの改正で打ち立てたけれども、同時に、しかしながら、それに係る経費とかなんかというのは、これはもともと事業をしていて事故を起こしたのは東電だから、それに出させなきゃおかしいだろうという恐らく議論が出てきたので、経費はあくまでも事業主体と、こういう形で法律ができて可決・成立したんでしょうね。

事情はそういうことなんでしょうけれども、結果的に大分その辺はわかりにくい体制になってきたんじゃないかなというのが私の印象でございますけれども、したがって、例えばこの政府が大方針を定め、監視を行い、技術的判断を新機構が行って東電が取り組むと、こういうことになっていきますけれども、仮に政府がそういう大方針を決めて、機構がこういう技術的判断をして、これがいいといったけれども、東電側は、それは少し金がかかり過ぎるし、そんなにやる必要はないんじゃないのといった場合に、判断が違った場合には、政府はそれをオーバーライドできるんですか。

(藤原調整官) お答え申し上げます。

オーバーライドできるかどうかというのは、言葉の定義の問題ではございますが、政府が大方針を決めて事業者が実施をすると。とり得る選択肢は幾つかある中で、これがいいのではないかというようなことをもちろん事業者自身も考えるところでございますが、第三者の目を入れるという形で機構も専門家が集まって一緒に考えるということになる。その結果、判断が違うという事態が起きるのか起きないかというのは、これはやってみなければわからないところではございますけれども、法律の考え方を申し上げれば、助言・指導・勧告という形で説明資料の中でも機構から東京電力のほうに矢印が向いているところではございますが、実際は、これは両者が知恵を出し合って、まさに国内外の英知を結集してやっていくというわけではございますが、両者が知恵を出し合ってやっていく中で解が見つかっていく。ただ、もし委員長代理御指摘のようにお金がかかるからやらないというような話になった場合には、それは適切な資源を配分して、廃炉を適切に進めることが結果としてより少ない費用負担で廃炉ができるということにつながるところでございますので、それは廃炉の実施体制

として問題があるということになれば、措置命令というのを発動するという事は可能になる、そのような法律上の仕組みになっております。

(阿部委員長代理) そうなんでしょうね。これはですから、事故調の報告書でも幾つか言われていますけれども、結局日本の文化でお互いにこれぐらいがいいんじゃないのという、お互いにそうだねということで、何となくみんな決めて物事が動いてというのがあれだったと。事故調の中のあるものは、それが結局、福島の場合は災いしたんだと、こういうことになったんですね。

もしこの東電という会社がアメリカの電力会社で、アメリカの非常に意地悪な会社の弁護士だとすると、そうすると、政府からこれをやりなさいと言われたんですね。したがって、我々はやりますと。この経費は、将来は政府が面倒を見てくれるでしょうねと、こういう期待感ができ、また、最悪の場合は請求するかもしれませんが、日本の社会では恐らくそういうことにならないでしょうね。

そういう意味において、ある意味では、そういう大まかな政治状況にあって、こういう政府が指導して東電が金を出すという仕組みができたわけですが、何となく以前の電力会社は、国策として原子力発電を推進するんだと。したがって、何かあったら政府が面倒見てくれますねという文化を再生産する形になったんじゃないかなと私は感じております。

そこで、35条の第5号には、廃炉等に関して助言・指導・勧告を行うと書いてありますね。助言というのは、もし私が弁護士だと、助言ですから、私がこれはありがとうと。しかし、私はそう思わないので従いませんと言えば、助言はそうなんです。しかしながら、勧告であると、これは恐らくもうちょっと強いので、いや、私はそう思いませんというときには、ある意味では、場合によっては文書でくださいと。文書でまた、なぜその勧告を受けられないかということ記録に残すと。

これは以前、この問題でありませぬけれども、私の記憶ですと、日本政府は行政指導ということ、つまり真ん中に指導ということがありますけれども、端的に言うと、これ行政指導をするということですよ。ということは、以前日本政府の行政のやり方が問題になったことがあって、行政指導については全て記録に残すと。それは透明にするというたしか手続ができたような記憶があるんですけど、この場合も実際は、業務を行う場合にはこういう助言をしました、指導しました、勧告しましたということは記録に残すんでしょうね。

(藤原調整官) 御質問の点につきましては、これから機構の業務のやり方の細かいところを考えていくことになるので、こうしますと今はっきりしたことを申し上げられるところではご

ざいませぬ。その上で申し上げれば、助言・指導・勧告、確かにこれは政府そのものではありませんが、政府が運営に関与する公的な機関が行うものであるので、委員長代理おっしゃるように、行政指導を文書で行うということになっていることとの関係というのは議論になるかと思っております。

他方、助言・指導・勧告は、では常に文書でしなければいけないのかというと、むしろこれはよくアドバイスをしていくということをして特に現場のオペレーションのようなことになってくると、大事な部分もございませぬので、そういったことも考慮しながらやり方は考えていくことになるかと思っております。法律上の用語としては、ここには助言・指導・勧告と3つありますけれども、助言・指導・勧告によって効果は、法文上は違いがないということになっておりますので、実際に助言をしますというのか、指導しますというのか、勧告をしますというのかというのは内容に応じてそこで考えて、勧告であると必ず言うことを聞かなければいけないというようなことが法律に書いてあるわけではないという意味では、内容に応じてこの3つの用語のどれにするかというのを仮に文書に出す場合には、考えるということになるかと思っております。

(阿部委員長代理) 細かいことですが、原子力損害賠償・廃炉等支援機構ということになっていませぬ。ということは、「等」というのはほかにも幾つかの問題を想定されていませぬ。これは恐らく法制局で法案を審査するときに「等」というのが何であるかということをお答えになったんじゃないかと思うんですが、それはいかがでしょうか。

(藤原調整官) お答え申し上げます。

これは、法律の概要という資料の2の法律改正の概要の(1)というところで、1ページ目の下のほうでございませぬが、(1)の米印のところに書いてございませぬが、「廃炉等」は、原子炉等規制法に基づき指定された特定原子力施設に係る実用発電用原子炉の廃止又は実用再処理施設に関する事業の廃止というふうに法律上定義をされていませぬ。これは、したがって法制上の議論として申し上げれば、原子炉プラス再処理施設が対象になっていませぬして、原子炉の廃止措置を廃炉と言っておりますが、再処理施設の事業の廃止については、廃炉という言葉に入るのかということもあるので、廃炉等という形で法律上は書いていませぬところでございます。

(阿部委員長代理) 括弧書きで通称、賠償・廃炉汚染水センターと書いてあるということは、要するに汚染水の仕事もやるということなんですね。

(藤原調整官) この点につきましては、汚染水対策というのは廃炉のプロセスの第一歩として



やっているものでございますので、法律上の議論としていえば、廃炉という言葉には汚染水対策は含まれる、これは法律改正の趣旨の一番下のところに米印で、廃炉とは、溶融燃料の冷却・取り出し、汚染水の処理、敷地外への放射性物質の放出抑制等を含む包括的な概念と書いてございますが、廃炉プロセスの一番最初に汚染水対策をやっていて、今後、溶けた燃料の取り出しといったことが行われるようになっていくという手順を踏んでいくわけですが、法文上は廃炉に入っているところでありましてけれども、汚染水対策についていろいろと御関心も高い中で、汚染水をやるのかやらないのかという点は、法文上の名称はともかくとして、通称のレベルでは明確にするという趣旨でございます。

(阿部委員長代理) わかりました。次のページ、仕事がふえたので副理事長を新設して、理事の人数を増加すると、2名以内。これは今度増加するのが2名以内ということですね。合計は何名になるんでしょうか。

(藤原調整官) 現在の原子力損害賠償支援機構は、理事長1名と理事が4名以内ということになっているのに加えて、副理事長1人と理事を2人までふやすことができるという手当をしたところでございます。

(阿部委員長代理) 合計8名までできるということですね。

それで、あとは、主務大臣は、今は経済産業大臣ということでありますね。

それから、あともう一つは、原子力規制委員会の役割ですけれども、この廃炉の作業についても原子力規制委員会は見るわけですよ。見ているようですね。それで、その中には汚染水をどうするかということも含まれていて、報道によると凍土壁をつくることについてどうかという意見もあったというふうに聞いておりますが、そうすると、そういうことも含めて規制委員会は、これは審査するんですか、それともどういう役割を果たすんでしょうか。

(藤原調整官) お答え申し上げます。

委員長代理御指摘のとおり、原子力規制委員会は廃炉についても安全審査を行う立場にございます。これは、先ほど申し上げた特定原子力施設というのは、そもそも原子炉等規制法の体系の中で指定をされたものであり、特定原子力施設の安全確保も原子力規制法で事業者の義務として求められているものでございます。

したがって、今、凍土壁についてお話がございましたけれども、凍土壁を含め廃炉プロセスの全体について原子力規制委員会が原子炉等規制法に基づいて審査を行うという立場にございます。

(阿部委員長代理) ありがとうございます。

(岡委員長) それでは、中西委員、いかがでしょうか。

(中西委員) 御説明、どうもありがとうございます。新しく機構の中に廃炉部門をつくるということかと思いますが、廃炉部門というのは、実際にものを扱うということから大変大切な部門なので、福島に事務所を構えると書かれてございますが、実際に現場が非常に大切だということですから、この部門のヘッドの方も、当然、福島在住と考えてよろしいのでしょうか。

(藤原調整官) この部分につきましては、廃炉の段階によりけりと考えております。廃炉は先ほど申し上げたように、これから何十年と、30年、40年かかる作業なわけでございますが、もちろん現場の運用が実際大事なわけでございますけれども、事業者の側がどこで意思決定をしているのかということとの兼ね合いで、機構の側もその意思決定をする人たちに対して適切な助言・指導・勧告を行うという形になっていくこととなりますので、先ほど申し上げた3カ月以内に発足させるという時点において、人数の大半は東京にいることを想定しておりますけれども、作業が進んでいく中で、福島の体制というのも徐々に拡大をしていくということになろうかと考えております。

(中西委員) わかりました。

次に先ほど阿部代理がおっしゃったことでもありますが、予算的なことで質問があります。ご説明のように機構の体制がかなり変わったということで、従来と比べて予算はふえるのでしょうか。それともそのままいくのでしょうか。

(藤原調整官) 現在、新しい廃炉部門の体制整備に向けて準備の作業をしているところでございまして、どのぐらいお金がかかるかということはまだ試算ができていない状況でございますけれども、新しい業務を追加する、現在の賠償の支援と求められる専門性が違う業務を追加するということになりますので、機構の職員の数はふえます。したがって、人件費がふえるということは想定をされるところでございます。

他方、人数がふえたから、それと正比例する形で機構の予算をふやすのかという点につきましては、そこは事業を効率化することはできないかという形で、必要なことはやらなければいけませんけれども、その前提のもと、できるだけ事業費は大きくしないということでこれから組織の立ち上げに向けて検討していきたいと考えております。

(中西委員) わかりました。

それから、さらにもう一つの質問ですが、阿部代理が質問されたことでもあります。最初の御説明では、現在の事故を起こした原子炉が対象だとおっしゃったのですが、法律上の解

積からいきますと、廃炉等の中に再処理施設も入っていることになります。そこで、将来はもう少し拡大が事業され、扱う内容が拡大していくという可能性があるということでしょうか。

(藤原調整官) お答え申し上げます。

もともとの原子力損害賠償支援機構法がこれは福島第一原発の事故を契機に制定されたものでございますけれども、この法律をつくったときにも動機は福島第一原発の事故であります。法律で支援をする対象としては、事故を起こした原子炉と事故を起こした再処理施設というのを対象にしておりました。今回の法改正においても、その範囲を変えない形でやっているというところでございますので、いわゆる通常の運転期間を満了した原子炉の通常の廃炉につきましては、これは公的な関与は最小限にするという観点から現在法律の対象に入っていないところでございます。

(中西委員) どうもありがとうございました。

(岡委員長) ありがとうございます。

私も幾つかお伺いしますが、非常に廃炉と申しますか、今まで経験していない新しいことでもございまして、工程管理でございまして、なかなか思ったとおりにいかないケースもあり得ると思うんですけれども、そういうところをうまく切り抜けて、できるだけ早くといいますか、適切に廃炉が進んでいくということが非常に重要なんじゃないかと思うんですけれども、ややもすると、なかなか工程をいろんな制約で変えがたいというところもあると思うんですが、やっぱり最終的に廃炉がうまく進んでいくということは、この福島の復興、それから、いろんなことに重要だと思えるんですけれども、そのあたり、実施主体の東電さん、それから、国のほう、実際はこれから立ち上げられるということなんですけれども、何か少し工夫と申しますか、お考えのところはございますでしょうか。

(藤原調整官) 廃炉全体については、後ほど新川室長のほうからも補足をいたしますけれども、機構をつくった考え方として申し上げれば、いろいろなことが起こり得る中で、やはり目先に起きていることだけでなく、長いプロセスがかかる廃炉についてきちんと考えていく上では、当事者が一番よく知っていることは確かでありますけれども、やはり第三者的な目を入れることによって、これがうまくいかなかったら、こういうことをやると。そのときから考えるだけでなく、この資料の中では予防的かつ重層的な取組というふうに申し上げているところでございますけれども、もちろん今やらんと申していることについて最善を尽くしているところではございますけれども、やはり実施主体である東京電力と別に専門家を集めて機

構をつくるという考え方は、こういった予防的・重層的な取組を進めていくという中で、そういう別の目があることは望ましいというふうに考えたわけでございまして、なかなか日本にとっても初めての経験なわけでございますが、少しでも円滑に進んでいくように取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

(岡委員長) ありがとうございます。

どうぞ。

(新川室長) 補足をさせていただきます。

福島第一原発の廃炉・汚染水対策について、全体としては中長期ロードマップを定めて対応させていただいているところでございますし、それを毎月廃炉・汚染水チーム事務局会議ということで、フォローアップをしながら進めております。また、現地での動きについて、現地調整会議というのも開催して、すごく細かな例えば堰をきちんとつくるとか、排水路の上にふたをつけるとか、そういうところまできちんと確認をしながら対応させていただいております。

特に重要なタンク、凍土壁、ALPSにつきましては、経済産業省としても毎週、東京電力と打ち合わせをもって、ガントチャートと言うんですが、プロジェクトマネジメント的な手法を使って詰めるという作業をしております。現時点において、経済産業省はなかなか専門的能力が足りないところ、今回の機構ができましたら、その機構の知見も借りながら工程の管理などを充実していけたらというふうに考えております。

(岡委員長) ありがとうございます。

この廃炉のところは、国会の協議も御関心も高く、いろんな議員の方からいろんな意見が出て、附帯決議もあったんでしょうか。附帯決議のところはいかがですか。

(藤原調整官) 衆議院、参議院両方で附帯決議が出ております。委員長御指摘のとおり、国会でもいろいろな質問がございまして、衆議院では10時間、参議院でも7時間と比較的法案の審議としては長い審議時間をとって行われたところでございます。

附帯決議の内容そのものにつきましては、必ずしも今回追加される廃炉の業務に限ることなく、損害賠償がきちんと行われるようにすることといった点も含めて附帯決議が盛り込まれているところでございます。廃炉プロパーの問題として一番大きなものは、国内外の英知を結集というのをきちんとやるようにと。外国人も運営に参画するというようなことを図るよようにというように附帯決議で盛り込まれたりしているところでございます。これは、国内外の英知を結集するという意味では、国内の英知を結集しなければいけないというふう

に私どもは考えておりました、具体的にどういうやり方がいいかというのは、現在検討しているところでございます。

(岡委員長) ありがとうございます。

3つ目は、この支援機構のきょうのお話の中で何うのがいいのかどうかちょっと質問するのを迷っていたんですけれども、福島全体、いろんな廃炉といいますか、サイトのこと以外でもたくさんの御関係のことがあると思うんですけれども、いろんな省庁、それから、自治体、県があつて、ちょっとイメージでも結構なんですけど、どんなことがどんな感じで進んでいるかということが差し支えなければ教えていただければありがたいです。

(藤原調整官) お答え申し上げます。

私どもは基本的に今申し上げたこの法律は、いわゆるサイトの中の廃炉の作業ということでございますけれども、福島の関係では、いろいろな省庁が取組を進めているところでございます。サイトの外のモニタリングにつきましては、これは原子力規制委員会と関係省庁で海洋だけでなく、いろいろなモニタリングをしているところでございますし、被災者の方々のケアにつきましては、内閣府に組織ができていて、あるいは私ども今廃炉の関係はやっておりますけれども、作業員の被ばくみたいなもの、これは労働安全衛生法の体系というのが別途あるというところでございまして、政府全体では、これは原子力災害対策本部というのが設けられていて、関係省庁が参加をして、それぞれの役割に応じた取組を進めているところでございます。

(岡委員長) ありがとうございます。

委員の先生方から、そのほか御質問ございますでしょうか。

(阿部委員長代理) あと一つ、むしろコメントですけれども、この廃炉の過程で熔融燃料ですね。これいわゆる I A E A のセーフガードというところの核分裂物質なので、その計量というのは非常に重要な問題になってきて、これは恐らく J A E A でも研究していると思うんですが、そういう溶けてぐちゃぐちゃになった状態のものも含まれる核分裂物質をどうやって計測するのかという非常に技術的にはチャレンジングな問題なので、そこをどうするか。これはこの技術情報の内外でのシェアという点でも非常に大事な点で、恐らく国際的にも利用し得る知恵が出てくるんじゃないかと思っておりますので、そこはよろしくお願ひしたいということでございます。

それから、同じような技術は、ある意味では核軍縮の問題で、爆弾の中に入っている核分裂物質は一体何が何キロ入っているのかというのを計測するのも、これもなかなか全部取り

出してはかるということが難しいものですから、これもさわらないではかるという技術をどうやって開発するのかというのが世界的な一つの課題ですので、そういう面においては、今回出てくるかもしれない知見というのは、そういう面でも使えるかもしれないと。それも御配慮いただければと思います。

(新川室長) 計量管理につきましては、これまで文部科学省が所管をしておりましたが、ちょっとタイミングは正確には覚えておりませんが、原子力規制委員会のほうに移管をされておりました、規制権限は原子力規制委員会のほうに移っております。研究開発については、御指摘のようにJAEAでやられておりました、私ども非常に重要とは思っておりますが、文部科学省とも相談しつつ対応について考えていきたいと思っております。

(岡委員長) どうもありがとうございます。そのほかございますでしょうか。

この廃炉対策、非常に重要なことで、汚染水対策も含めて推進されていくことは大変結構なことだと思います。是非頑張ってくださいと思います。ありがとうございました。

それでは、その他の議題ございますでしょうか。

(板倉参事官) 事務局からは、資料第2号としまして、第15回原子力委員会の議事録を配付しております。御確認いただければと思います。

それから、次回の会議の予定について御案内いたします。次回、第19回原子力委員会につきましては、開催日時、6月10日火曜日、10時半から、開催場所は4号館1階123会議室を予定しております。

事務局からは以上でございます。

(岡委員長) そのほか委員から御発言ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、御発言ないようですので、本日の会議はこれで終わらせていただきます。

ありがとうございました。

—了—